

道特別支援金 B

道内事業者の皆様へ
道特別支援金
時短・外出自粛等による影響緩和

概要

4月以降、まん延防止等重点措置や緊急事態措置に伴う道の要請などにより、影響が及んでいる幅広い事業者に対する支援として、休業・時短等の協力支援金対象事業者以外で、国の月次支援金の対象とならない方々を対象に、経営持続化支援緊急特別対策事業による支援を継続することとし、この支援金に別区分の一時金を設け、給付します。

要件1

① 時短対象飲食店等 との取引がある事業者

※農漁業者、飲食料品、割り箸、おしぼり
など、飲食業に提供される財・サービスの
供給者

または

② 外出・往来自粛要請等 による影響を受けた事業者

※旅館、土産物屋、観光施設、タクシー事業者、昼
間営業の飲食店など、人流減少の影響を受け
た事業者

要件2

2021年4月～2021年7月のいずれかの月の売上が
対前年または前々年同期比で30%～50%未満減少

- ※ 売上を前年と比較できない新規開業の方々等への特例措置も実施予定
- ※ 仮に、まん延防止等重点措置等が延長された場合は、対象月の延長を予定

給付額

中小法人等 10万円
個人事業者等 5万円

申請受付期間

(予定)
7月2日(金)～9月30日(木)

お問い合わせ先

北海道特別支援金コールセンター TEL: 011-351-4101
受付時間 8:45～17:30 ※平日のみ (7月は土日祝日も対応)

注1: 要件1の①について、時短対象飲食店等(2021年4月から7月までの間に、北海道知事による時短・休業要請等の対象となった事業者)との直接・間接の取引がある事業者が対象です。

注2: 要件1の②について、道内の外出・往来自粛要請等の影響により、人流が減少したことで売上が減少した事業者が対象です。

注3: 道特別支援金Bは道特別支援金Aとの併給が可能です。

注4: 2021年4月から7月までの休業・時短要請の対象である飲食店や1,000㎡を超える施設等は、時短等への協力や時短支援金の受給の有無にかかわらず、本支援金の対象外です。

注5: 道特別支援金Bは国の月次支援金の受給者は申請出来ません。(重複受給は不可)

※ 給付要件等は引き続き検討しており、変更となる可能性がございます。
制度の詳細については、順次ホームページ上でお知らせします。(次回は 7月1日(木)予定)